

## 社会福祉法人大誠会役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人大誠会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第二条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第三条 理事が理事会に出席したときは、別表により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表により1日分の報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第四条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表により1日分の報酬を支払うことができる。

2 監事が監事業務を理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の監査の業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

(改正)

第五条 この規程を改廃する場合は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 別 表

区分	報酬
理事会等出席	5,000 円
評議員会等出席	5,000 円
監査業務等	5,000 円

但し、交通費として別途 1,000 円を支払う。